

平成 23 年度 継続事務事業評価シート [事業類型 II] 施設の建設 [2次評価対象]

コード	名 称	区分 コード	名 称
事業名	24 伊賀市庁舎建設事業	会計 01	一般会計
		款 02	総務費
		項 01	総務管理費
基本 施策	60 市内各地域の特性を活かした分権型のまちをつくる	目 01	一般管理費
		細目 103	庁舎管理経費
行革大綱の重点事項番号		細々目 52	庁舎建設事業
担当部署	コード 11200 担当者 奥田 泰也 連絡先 22 - 9610 名 称 企画総務部管財課 氏名 (内線) 2335		

事務事業の概要(Plan)

対象(誰を、何を)	伊賀市役所庁舎、施設を利用する人(職員を含む)すべて	※対象件数
成果(どうする)	庁舎を新築することで本庁の事務機能の効率化を図るとともに防災機能を確保し、市民ニーズに対応した誰もが利用しやすい公共施設となる。	
根拠法令・要綱等		
開始年度	平成 18 年度	関連事業
終了年度	平成 26 年度	
H22 事業内容	平成22年4月13日より伊賀建設検討委員会から申立てを受けた基本構造・基本計画について、市で内容を精査し、基本構想については5月24日、基本計画については5月から6月にかけてパブリックコメントを行った後7月22日に策定した。策定した基本計画の内容について市民の理解を深めるため、平成23年2月末から3月にかけて市内13箇所で説明会を開催した。 庁舎建設に係る事務所の仮移転については、移転先として使用する施設や移転時期等を検討し、移転計画を策定した。 設計業者の選定については、プロポーザル審査委員会を組織し、10月と2月に2回にわたりプロポーザルの開始を公告したが、いずれも中止した。 社会情勢の変化等	計画策定後、一部の地域(市民)から、庁舎位置を現在の場所とする計画に反対する意見が出ている。 また、平成23年3月議会において、23年度の事業予算全額の執行を凍結する付帯決議が採択され、それに伴って庁舎位置を現在の場所とする総合計画工期基本計画の本文も修正された。

整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)	
1 建設用地	伊賀市上野丸之内116番地
2 建設面積(延床面積)	14,000m ²
3 規模・構造	RC 4階建
4 総事業費	6,300,000 千円

運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)	
1 運営主体	直営
委託先	
2 配置人員	500 人
3 年間運営費	千円
4 市内の類似施設	三重県伊賀事務所

事務事業実施にかかる業績とコスト(Do)

活動指標	指標名	単位	実績値		目標値	
			H21	H22	H23	H24
庁舎建設基本設計・実施設計	%		目標 50	実績 0	50	50
事務所の仮移転	%		目標	実績	50	50

成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位	実績値		目標値	
				H21	H22	H23	H24
事業進捗率	内部検討を10%、構想・計画を10%、設計40%、建設40%とする。	%	目標 20 目標 40 実績 0 実績 0	20	40	20	20
仮移転の進捗率	移転先改修50%、引越し50%とする。	%	目標 50 実績 50	目標 50 実績 50	50	50	50

投入コスト		H21 決算		H22 決算		H23 当初予算		H24 当初要求	
		(千円)		(千円)		(千円)		(千円)	
	直接事業費計 (A)	848		1,502,324		438,453		402,760	
A の 財 貨 内 容	国庫支出金								
	県支 出 金								
	地 方 債					206,200			
	そ の 他					230,000		370,110	
	一 般 財 源	848		1,502,324		2,253		32,650	
	事業投入人件費 (B)	1.0 人	7,200 2.0 人	14,400 2.5 人		18,000 2.5 人		18,000	
	フルコスト(A)+(B)	8,048		1,516,724		456,453		420,760	

事務事業の評価(Check)

判断の基準(該当項目に○をつけてください)	備考欄(特記事項)
法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業 個人の力だけでは対し得ない社会的・経済的因素を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業 特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第3者にも利益がある事業	
事業開始からの目標・目的を概ね達成している事業 市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業 市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業 市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事業 民間のサービスだけでは市域全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業 受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の収取ができない事業	○
事業の対象や環境の変化により、事業ニーズが薄れていない事業 【○をつけた場合、ニーズの具体的な内容、根拠となるデータ等判断理由】 例年、丁度例年よりも元気のないとき、費用的には合併特例債を活用するにこぎつけます。百貨店は合併年度とそれによく続く10年間しか使うことができないため、この期間中に事業を完了する必要があります。	○
財政状況を考慮し、事業を休廃止した場合、市民生活への影響が大きい事業 【○をつけた場合、影響の内容及び判断理由】 老朽化した庁舎の改修やバリアフリー化などに莫大な投資をする必要があり、一層財政を圧迫することになる。また、大地震発生時に庁舎が倒壊する恐れがあり、市民の安全・安心を保障する役目が果たせなくなる。	○
有事事業の継続、進成度や実績を高めることで指標の向上が期待できる。 基本施策の目的を実現するために現在の事務事業の内容は適切であり、基本施策に対して貢献度も高 さる。 【○をつけた場合、影響の内容及び判断理由】 予算の繰越がある場合、実施している。	○
当初設定した計画を60%未満実施している。 【計画に遅れが生じている場合、改善策】 早急に基本設計・実施設計業務に着手する。	
他の事業主体の活用、事務移転が可能である。 基本施策の中で類似・重複する事務事業がある。 【事業名】 受託者負担を求めることができる事業である。 全体会員における負担構成は適正である。 コストに見合った効果となっていない。効果を絞り込むことでコストを削減する余地がある。	
昨年度の評価結果に基づく改善策への取り組み状況 改善策 ①早急に事務所の仮移転計画を作成する。 ②開発協議が必要なことを前提に事業スケジュールを修正し、設計業者を選定する。 ③配置計画の検討に合わせて県警と協議する。	
昨年度の取組状況 【状況】 事務所の仮移転計画は作成できたが、設計業務については、業務委託料を含む事業予算の執行凍結をうけ、業者選定を中止した。また、具体的な設計ができていないため、交番の移転についても県警との協議は進んでいない。	
今後の方向性(Action)	
担当課長氏名	宮崎 寿
【方向性】	手法改善
【理由】	合併特例債の活用期限が迫っており、平成26年度内竣工を最重要視した事業計画で進める必要がある。
現時点における課題、その他	①市民や議会に対する事業計画の周知と理解 ②事業期間の短縮 ③設計時における市民意向の聴取・反映 ④事業計画敷地の一部を交番敷地として県警に貸している。
課題、その他に対する改善策 (いつまでに、何を、どうする)	①市ホームページや議会を通じ、事業計画に関する情報を随時提供する。 ②市内検討委員会およびワーキンググループを中心とした庁舎機能の調査研究の推進。設計業者との密な連携。 ③ワークショップ等、庁舎機能の検討時に、市民が参加できる機会を設ける。 ④敷地内交番の移転